

金魚の電話ボックス設置に関する協定書

郡山柳町商店街協同組合 代表理事 伊藤聰夫（以下「甲」という。）と、
山本伸樹（以下「乙」という。）は、金魚の電話ボックスの設置に関して次のとおり協定書を締結する。

第1条 金魚の電話ボックスを大和郡山市柳4丁目46番地K COFFEE 前に設置するものとする。

第2条 常設する金魚の電話ボックスには、原則として乙の制作した縁の電話機とするが、季節、イベントなどにおいて、甲が他のものを配置することができるものとする。

第3条 金魚の電話ボックスの制作等にあたり、乙は甲に対し、費用の負担を求めるものとする。

第4条 甲及び乙は、互いに対して、著作権等の有効性及び著作権使用料及び著作権侵害の慰謝料については、争わないものとする。

第5条 甲及び乙は、金魚の電話ボックスを、全国規模・世界規模で展開し、作品の本来のテーマである環境問題と大和郡山の金魚の価値を広く世界に知らしめるよう努力するものとする。

第6条 この協定書に定めてない事項及び、この協定書に疑義が生じたときは甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大和郡山市
郡山柳町商店街協同組合
代表理事 伊藤 聰夫
乙 福島県いわき市
山本 伸樹